

第3回PTA運営委員会だより



日時：令和5年2月25日（土）〔書面開催〕
書面回答数56
（総議決数72の2分の1以上、定足数36を満たし成立）



三小PTAホームページ

【1. 連絡事項】

（1）正副会長より

① 今後の運営委員会予定について

今年度の運営委員会はこれで最後となります。臨時の審議事項等が発生した場合には追加の書面議決をお願いする可能性もあります。どうぞよろしくお願いたします。

② 次年度活動計画活動方針について

総会議案書に掲載する次年度活動計画活動方針については、今年度の活動を踏まえて執行部で作成し、総会でご報告いたします。ご意見等のある方は執行部までお問い合わせください。

③ 次年度会計監査役について

規約の細則にある通り、次年度会計監査役は現会計担当者から候補者を選出いたします。候補者氏名につきましては総会でご報告いたします。

④ 令和5年度定期総会について

5月ごろに定期総会を開催する予定です。今年度同様に書面開催とさせていただき予定ですので、会員の皆様は書面回答へのご協力をお願いいたします。

⑤ 新旧委員引き継ぎ会について

今年度同様、委員に選出された方たちに事前アンケートを取り、それをもとに委員会を割り振らせていただく予定です。新旧委員引き継ぎ会においては、対面で詳細な役割分担と引き継ぎを行う予定です。なお、引き継ぎ会の日程につきましては、前年度、土曜日開催を希望する声が多かったため、土曜日に行えるかどうか学校と相談いたします。

⑥ 教育環境改善についての要望書について

会員の皆さんから寄せられたご意見をもとに、教育環境改善についての要望書を市へ提出いたしました。市より回答がありましたらPTAホームページでご報告いたします。

⑦ 委員の連続優先権について

今年度同様、現在委員として活動している方が来年度も連続して同じ委員会を引き受けてくださる場合、優先的に次年度の委員内定とさせていただきます。ご兄弟のいらっしゃる方などはぜひご検討ください。

⑧ ベルマーク交換品の報告

昨年度の運営委員会で決定したとおり、現在保有点数にベルマーク予備費を追加してCDプレーヤーとの交換を行います。

⑨ ベルマーク活動について

昨年度の運営委員会で決定したとおり、本PTAのベルマーク活動はすでに終了となりましたが、ボランティアとしてベルマーク活動を行いたい方がいらっしゃいましたら、サークル活動として継続

していただくことができます。ベルマークサークルの設立をご希望の方は執行部までご連絡ください。なお、3月末までにベルマークサークル設立希望者の申し出がなかった場合、旧ベルマーク係の備品等は執行部にて処分いたします。

⑩ 自転車プレートについて

自転車に取り付ける「防犯パトロール中」プレートについて、希望される方に配布いたします。執行部までお問い合わせください。

(2) 書記より

① 運営委員会だよりについて

前回の運営委員会でご報告したとおり、第二回運営委員会だよりは完全ペーパーレス化といたしました。特にご意見は出なかったため、今回も完全ペーパーレスとし、PTAホームページおよびクラスルーム等への掲載をいたします。

② 活動報告について

2学期の活動報告がPTAホームページに掲載されていますのでご確認ください。三学期および新年度総会までの活動報告は後日取りまとめ、PTAホームページへ掲載いたします。

③ 年間活動報告書について

例年作成している年間活動報告書ですが、今年度は、PTAホームページに掲載している学期ごとの活動報告および運営委員会だよりをもって代えさせていただきます。

④ 総会議案書について

昨年同様、総会議案書の印刷製本を外注いたします。次年度予算に製本費を組み込み、役員協議のうえで予算の総会承認前に支出をする予定です。

⑤ 委員名簿について

昨年同様、委員名簿は配布いたしません。役員および会計監査役の氏名は総会議案書に掲載いたします。なお、委員選出や引き継ぎの際にお名前やメールアドレス等の個人情報を集めさせていただきますが、個人情報管理規定に沿ってkintoneで情報管理を行います。ご不明点があればお問い合わせください。(審議事項をご参照ください)

(3) 会計より

① 令和4年度会計報告について

現在、まだ執行されていない項目もあるため、会計報告書は仕上がっていません。3月末締めで会計報告書を作成し、会計監査を経て定期総会にてご報告いたします。総会前に詳細のご確認を希望される方はお問い合わせください。

② 6年生保護者への会計報告について

3月末卒業会員には総会議案書の配布ができないため、会計報告については、メール等でお問い合わせいただければデータをお送りする形で対応いたします。

③ PTA保険について

新年度も、今年度と同じ内容で保険の契約更新をする予定です。補償内容等については、新年度に保険内容についてのおしらせを発行しますので、そちらをご確認ください。

④ 令和5年度予算案について

令和5年度は周年行事が行われる予定なので、周年事業積立金の支出が見込まれます。現在すでに積み立ててある金額で対応できる予定です。また、会費集金額は据え置きとし、各委員会活動については今年度実績を参考にして、単年度収支のバランスが取れるような予算案を作成して定期総会でご

報告いたします。詳細な金額につきましては会計報告を踏まえて新旧執行部で協議してまいりますので、ご一任くださるようお願いいたします。ご意見やお問い合わせのある方はお早めに執行部までお問い合わせください。

(4) 地域安全委員会より

ピーポくんの家利用状況の報告

2学期末にピーポくんの家登録世帯に利用状況アンケートを実施し、結果を報告書にまとめPTAホームページとクラスルームに掲載いたしました。報告書を見ていただくとわかりますが、ピーポくんの家はトイレを借りるところではありませんので、各家庭で再度ご確認くださいよう、お願いいたします。

(5) イベント委員会より

落ち葉掃きについて

感染状況の急激な悪化のため、今年度の落ち葉掃きイベントは中止となりました。準備してあったおみやげについては後日配布のみ行いました。

(6) 選出委員会より

① 次年度役員選出について

令和5年度PTA役員を選出状況につきましてご報告いたします。公募を行いました結果、会長・副会長・会計につきましては定数を満たしました。定数を満たさなかった書記に関しましては引き続き募集を続けます。希望される方はPTAホームページのお問い合わせフォームよりご連絡ください。(定数を満たさない場合には次年度委員選出の際に再度募集をいたします。)なお、候補者の氏名につきましては、新年度の定期総会でご報告いたします。

② 次年度委員選出について

各クラスから選出する委員およびサポートスタッフについては、今年度同様、事前アンケートとくじ引きを利用して4月の保護者会で決めていく予定です。スムーズな進行のため、また、ご希望やご事情に沿うため、事前アンケートが配布されましたら期限内での回答にご協力をお願いいたします。また、第1回運営委員会で執行部から提案があったとおり、保護者会当日のくじ引きは保護者会前の時間に行う予定です。くじ引きは選出委員が行いますが、公開いたしますのでご希望の方は立ち会うことができます。くじ引きの結果は保護者会で発表いたします。

【2. 協議事項】

イベント委員と周年行事について

現在イベント委員会は、三小地区育成会と相談しながらサマーフェスタと落ち葉掃きを計画し開催しています。来年度につきましては、創立70周年の行事もあります。

来年度に限り、「イベント委員会の現在のイベント企画に加えて周年行事の仕事も追加する。」「イベント委員会の現在のイベント企画は休止して周年イベントのみ担当する。」「委員選出人数を増やすなどして新たな委員とサポートスタッフを募集する。」等の案が出ており、運営委員会で協議しました。

協議の結果、イベント委員については、ひとまず、今年度実績を踏まえて委員募集と予算付けを行うこととし、新年度執行部のもとにイベントの安全性や保護者負担を考慮しながら活動を進めていくことになりました。周年イベントにつきましては、学校から詳細が示されてから、新年度執行部中心に具体的な検討をしていくこととします。イベント委員の負担が増えないように配慮しながら、今後も学校や三小地区育成会と協議していく予定です。

【3. 審議事項】

(1) プリンター購入のための予備費使用について

前回運営委員会でご報告したとおり、現在保有しているPTAプリンターの調子が悪いため、新しいプリンターを購入いたします。購入費用につきましては、5万円ほどを予備費から使用させていただくことを提案いたしました。書面回答集計の結果、賛成多数で可決となりました。

(2) 規約改正（選出委員の議決権）について

前回運営委員会でご報告したとおり、選出委員の議決権について以下のとおり規約改正を提案いたしました。書面回答集計の結果、賛成多数で可決となりました。改正案は運営委員会承認後に総会へ提出します。

規約 第7章 委員

3. 各種専門委員会

⑦ 選出委員会 （→追加）

規約 第10章 選出委員 （→この章削除）

細則 選出規定

6. 役員を選出については、選出委員会が行う。選出委員は他の委員を兼ねることはできない。 （→追加）

(3) 規約改正（書記の人数）について

現在規約において書記の人数は5名と定められていますが、仕事内容の削減に伴い、「4名以上」に改正することを提案いたしました。書面回答集計の結果、賛成多数で可決となりました。改正案は運営委員会承認後に総会へ提出します。

規約 第7章 委員

③ 書記 4名以上

(4) 規約改正（文書およびデータの管理についての細則）について

前回運営委員会でご報告したとおり、規約の中に文書およびデータの管理についての規定を設けます。細則の最後に以下の規定を追加することを提案いたしました。書面回答集計の結果、賛成多数で可決となりました。改正案は運営委員会承認後に総会へ報告します。

細則 《文書およびデータの管理規定》

1. 会員の個人情報については、目的を明らかにして収集し、目的以外には使用しない。
2. 集めた個人情報については、むやみに印刷しない・データは個人パソコンには保存しない等、第三者への漏洩を防ぐ措置を講じる。
3. 個人情報の保管期限は、その年度の活動が終了するまでとし、保管期限を過ぎたら、紙はシュレッダーにかけデータは削除する。
4. 個人情報以外の文書およびデータについては、会計資料は5年程度、その他の引継ぎ資料は3年程度を保管期限の目安とし、適切に処分する。総会関係および運営委員会関係の資料は、永年保存とする。

今年度の運営委員会だよりはこれで最終となります。ありがとうございました。